射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月19日

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第15号

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26年射水市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連 携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当 該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該」を削り、「第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「次に」を「次の各号に」に、「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、 次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割

- の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- イ 代替保育連携協力者の本来の義務の遂行に支障が生じないようにす るための措置が講じられていること。
- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進の ために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著し く困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の 確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全 てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすること ができる。
 - [1] 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
 - ②次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
 - ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの 役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないよう にするための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育 事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5 項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第 1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
 - 第16条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。 附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。